

令和 5 年度以降の病床機能分化・連携促進基盤整備事業における 意向調査の実施について

1 趣旨

県では、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組を支援することにより、病床の機能の分化及び連携を推進することを目的として、地域医療介護総合確保基金を活用し、「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」を実施している。

地域医療構想の目標年である 2025 年が近づく中で、医療機関の取組を一層促進するため、令和 5 年度以降の補助内容を検討することを目的に意向調査を実施した。

2 令和 5 年度以降の補助内容の検討

毎年度、医療機関に対し、以下の補助内容を示した上で意向調査を実施し、活用を希望する医療機関がある場合は、県として補助内容への追加を検討していくこととする。（令和 5 年度の意向調査は別紙参照）

 部分が今後補助内容の追加を検討するもの

補助内容	補助率	
回復期病床への転換に係る事業		
回復期病床へ転換する際に必要な施設・設備整備	1 / 2	
医療機関の事業縮小に係る事業（過剰病床を 10 床以上削減）		
不要な病棟等を他の用途へ変更する際に必要な施設整備	1 / 2	
不要となった建物・医療機器の処分		
職員の早期退職に要する経費		
複数医療機関間の連携による病床再編事業		
病床再編に伴い必要となる施設・設備整備	1 / 2	（国の重点支援区域、 又は県の重点支援事業 へ指定された場合） 3 / 4
不要となった建物・医療機器の処分及び医療機器の移転		
職員 の早期退職に要する経費		
職員 の現給保障に要する経費		

令和4年10月14日
広島県医療介護政策課

趣旨

広島県地域医療構想（平成28年3月策定）の実現に向けて、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携への自主的な取組を支援する。

なお、「3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業」のうち、人件費に係る補助内容、及び国の重点支援区域あるいは県の重点支援事業の指定による補助率の変更については、医療機関からの活用が見込まれる場合は、補助内容への追加を検討していく。

1 回復期病床への転換に係る事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、回復期以外の病棟（室）を主に回復期機能を提供する地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）へ転換（事業を実施する施設において10床以上の転換を伴うものに限る。）する際に必要となる施設・設備整備事業

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床1床当たり 4,640千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床1床当たり 3,406千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
設備整備	1施設当たり 10,800千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が100千円以上のものに限る。

補助率：施設整備 1/2，設備整備 1/2

2 医療機関の事業縮小に係る事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、各圏域において過剰とされている病床を削減(事業を実施する施設において10床以上の病床削減を伴うものに限る。)することに伴う次の事業

- a. 不要となった病棟(室)等を他の用途へ変更(機能転換を除く)する際に必要な施設整備
- b. 不要となった建物・医療機器の処分(施設等処分)
- c. 職員の早期退職に要する経費(人件費)

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	削減病床1床当たり 3,406千円	不要となる病棟(室)を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
施設等処分	建物処分 削減病床1床当たり 2,320千円 機器処分 1施設当たり 5,400千円	不要となる建物・医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。
人件費	早期退職制度を活用する職員 1人当たり 6,000千円	病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額

補助率：施設整備 1/2，施設等処分 1/2，人件費 1/2

3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、複数医療機関間で合意した再編計画(再編計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。)に基づき実施する次の事業

- a. 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b. 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分, 医療機器の移転(事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。)(施設等処分)
- c. 職員の早期退職に要する経費, 現給保障に要する経費(人件費)

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床1床当たり 4,640千円	再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備(用途変更を含む)するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア)土地の取得又は整地に要する費用 (イ)門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ)既存建物の買収に要する費用 (オ)その他の整備費として適当と認められない費用
	②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床1床当たり 3,406千円	
設備整備	1施設当たり 10,800千円	再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が100千円以上のものに限る。
施設等処分	建物処分 削減病床1床当たり 2,320千円 機器処分(機器移転) 1施設当たり 10,800千円 ※病床を削減する施設に限る	病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)及び再編に伴う医療機器の移転に要する経費 ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。
人件費	【検討中】 早期退職制度を活用する職員 1人当たり 6,000千円	【現在、「医療機関の事業縮小に係る事業」にある補助内容を追加】 病床再編に伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額
	【検討中】 現給保障 1人当たり 6,000千円 (補助期間の上限 3年間)	新たに雇用契約を締結する職員(再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において再編を行う場合の再編医療機関間の職員異動に限る。)の現給保障に要する経費

補助率：施設整備 1/2，設備整備 1/2，施設等処分 1/2，人件費 1/2

なお、病床再編事業が、国の重点支援区域、あるいは県の重点支援事業に指定された場合は、補助率を3/4とする内容を検討中。(要件案については次頁参照)

病床機能分化・連携促進基盤整備事業（複数医療機関間の連携による病床再編事業） の補助率を3／4とする要件について

1 概要

令和5年度以降、病床再編事業が、国の重点支援区域、あるいは新たに制度を設ける県の重点支援事業に指定された場合は、病床機能分化・連携促進基盤整備事業（複数医療機関間の連携による病床再編支援事業）の補助率を3／4とする内容を検討している。

なお、以下に記載の要件等は現段階の案であり、内容については変更となる可能性がある。

2 補助率を3／4とする要件

以下の（1）または（2）に該当する場合に対象とする。

- （1） 国の重点支援区域（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づくもの）に指定された場合
- （2） 県の重点支援事業（要件は「3 県の重点支援事業の要件」に記載）に指定された場合

3 県の重点支援事業の要件

次の①又は②の個別要件のうちいずれかを満たす再編統合が行われる場合であって、共通要件を全て満たす場合に対象とする。

個別要件（いずれかを満たす場合）		①，②の共通要件
①	再編統合を行う複数の医療機関の再編統合前の病床合計数が400床以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において、再編が行われる場合であること。 ○ 複数医療機関が合意した再編計画に含まれている医療機関の間で、再編統合後に職員の受入れがなされること。 ○ 当該圏域の地域医療構想調整会議、及び県単位の地域医療構想調整会議において、県の重点支援事業申請を行う旨合意を得ること。
②	再編統合を行う複数の医療機関の中に、特定機能病院、又は地域医療支援病院が含まれる場合	

4 留意事項

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、地域医療構想と整合性がとれている必要があることから、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、事業活用を希望する医療機関が自ら地域医療構想と整合性がとれていることを、資料を用いて説明し、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認される必要があること。圏域の病床の状況等を踏まえた議論の結果、事業対象とならない場合もあること。

なお、圏域の地域医療構想調整会議に提出する資料作成に当たっては圏域の事務局と調整を要するものであること。

- 上記基準単価は補助の上限であり、実際の補助対象経費がこれらを下回る場合は、実際の経費に基づいて算定を行うこと。
- 上記補助制度の内容については、変更が生じる場合があること。